

1 計画策定の経緯

日 程	内 容 等
令和7年1月17日 ～2月14日	男女共同参画社会に関する住民意識調査実施
令和7年6月6日	第五次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱施行
令和7年7月1日 ～7月9日	第1回第五次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画策定スケジュールについて ・第五次大泉町男女共同参画推進計画骨子（案）、計画の体系等について
令和7年7月15日	第1回第五次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画策定について
令和7年7月18日 ～7月28日	第1回第五次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画における「具体的施策（案）」について
令和7年8月8日 ～8月20日	第2回第五次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画素案における「具体的施策」について
令和7年8月8日 ～8月20日	第2回第五次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和7年8月8日 ～8月20日	第2回第五次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和7年9月16日 ～9月18日	第3回第五次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第五次大泉町男女共同参画推進計画素案について （修正部分確認）
令和7年11月10日 ～12月9日	パブリックコメントの実施

2 第五次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき第五次大泉町男女共同参画推進計画（以下「第五次推進計画」という。）の策定に当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定懇談会)

第2条 第五次推進計画に広く住民の意見を反映させるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を置く。

2 策定懇談会は、大泉町男女共同参画推進計画推進委員会設置要綱（平成16年大泉町告示第48号）に基づく大泉町男女共同参画推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員をもって組織する。

3 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、推進委員会の会長及び副会長をもって充てる。

4 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第3条 第五次推進計画の原案の作成に当たるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 策定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。

4 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第4条 策定委員会の協議資料を作成するための組織として、大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を置く。

2 実務担当者会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 実務担当者会議に会長を置き、多文化協働課長をもって充てる。

4 実務担当者会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定懇談会、策定委員会及び実務担当者会議の庶務は、企画部多文化協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、第五次推進計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

企画部長
長公室次長
総務課長
安全安心課長
多文化協働課長
福祉課長
高齢介護課長
健康づくり課長
住民課長
経済振興課長
農業振興課長
教育指導課長
こども課長
生涯学習課長

別表第 2（第 4 条関係）

多文化協働課長
長公室広聴広報係長
総務課人事係長
安全安心課危機管理係長
多文化協働課多文化協働係長
福祉課社会福祉係長
福祉課障害福祉係長
高齢介護課高齢福祉係長
高齢介護課介護保険係長
健康づくり課健康づくり係長
住民課住民係長
住民課相談係長
経済振興課商工振興係長
経済振興課農業振興係長
教育指導課教育指導係長
こども課子育て支援係長
保育園長
生涯学習課生涯学習係長
生涯学習課スポーツ文化振興係長
公民館長

3 第五次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会名簿

(敬称略)

NO	区 分	氏 名	推薦母体など	備 考
1	社会福祉に識見を有する者	久保田 吉春	民生委員児童委員協議会	
2	母子保健に識見を有する者	久保田 松江	保健師	
3	国際理解に識見を有する者	岩瀬 恒子	大泉ユネスコ協会	
4	人権擁護に識見を有する者	萩口 由恵	人権擁護委員	副会長
5	人権教育に識見を有する者	木村 多恵子	人権教育推進委員会	
6	家庭教育に識見を有する者	加藤 久子	母親クラブ	
7	家庭教育に識見を有する者	新井 啓悦	小中学校PTA連絡協議会	
8	社会教育に識見を有する者	諏訪 晴美	社会教育委員	会長
9	学校教育に識見を有する者	桒原 百合	校長会	
10	町内企業を代表する者	川上 義雄	労働教育委員会	
11	勤労者を代表する者	関根 寛直	労働教育委員会	
12	公募による町民の代表者	梅川 健太		
13	公募による町民の代表者	木月 禎子		
14	公募による町民の代表者	関 信子		
15	学識経験者	橋本 善夫		